

広島県告示第四百四十八号

平成二十六年広島県告示第六百十五号（平成二十七年度及び平成二十八年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成二十七年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 追加申請期間

1 窓口における申請

別表上欄のとおり。

2 電子申請

別表各項上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項下欄の日までに広島県土木局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

二 申請に係る添付書類の特例

別表各号上欄の期間に行う追加申請には、告示別表第二二号上欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各号中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書（以下「通知書」という。）で最新のものを添付するものとする。

また、告示別表第二注3第二段落の、広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合の規定については、追加申請時には適用しない。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に出すべき添付書類の到達期限
平成二十七年五月一日（月）から 平成二十七年五月一五日（金）まで	平成二五年一〇月一日	平成二十七年五月二二日 （金）
平成二十七年七月六日（月）から 平成二十七年七月一〇日（金）まで	平成二五年一二月六日	平成二十七年七月一七日 （金）
平成二十七年一〇月五日（月）から 平成二十七年一〇月九日（金）まで	平成二六年三月五日	平成二十七年一〇月一六日 （金）
平成二十八年二月一日（月）から 平成二十八年二月五日（金）まで	平成二六年七月一日	平成二十八年二月一二日 （金）

平成二八年五月一六日(月)から 平成二八年五月二〇日(金)まで	平成二六年一〇月一六日	平成二八年五月二七日 (金)
平成二八年九月五日(月)から 平成二八年九月九日(金)まで	平成二七年二月五日	平成二八年九月一六日 (金)